

災害時協力井戸登録制度を創設 ～災害時の生活用水確保のために登録者を募集～

市は、平成31年4月1日に「海老名市災害時協力井戸登録制度」を創設しました。これは、災害発生時に個人または事業所等が所有する井戸の活用協力をお願いする制度で、断水時にトイレや洗濯などに使用する生活用水を無償で提供する井戸の所有者を募集しています。

登録期間は3年間で、協力内容や登録要件については、以下のとおりです。

1 制度名称	海老名市災害時協力井戸登録制度
2 協力内容	(1) 災害時における市又は市民からの生活用水の供給要請に協力井戸の水の供給に努める。 (2) 災害時に協力井戸の水を供給するときは、外観点検を行い登録時に市から配布する簡易水質検査試薬（pH値検査用試薬紙）で水質検査を行う。 (3) 協力井戸の衛生管理に努める。
3 登録要件	(1) 市内に所在する井戸で、現在、井戸として使用していて、今後も引き続き井戸として使用する予定であること。 (2) 災害時に井戸の水を無償で生活用水として供給できること。 (3) 災害時に生活用水の供給が必要となった場合に、広報、ホームページ等において井戸の所在地を公表することに同意できること。
4 制度開始日	平成31年4月1日
5 その他	登録された井戸については、2年に1回を基準として市が無償で11項目の水質検査を行います。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市長室危機管理課 電話046・235・4790

